平成２３年（フ）第２８９２号
札幌市北区新川８条17丁目769番地21
債務者　柳原　美和（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１７７号
札幌市北区北25条西８丁目１番23号　ノースリーフ103号
債務者　石黒　寿紀
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２０５号
札幌市北区北27条西15丁目４番８号
債務者　横山　純子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２１２号
札幌市北区新琴似１条11丁目４番11号
債務者　千代谷正子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２２８号
札幌市北区北21条西７丁目１番32―203号
債務者　佐々木英紀
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２６０号
札幌市北区あいの里４条５丁目29番７号
債務者　角田　　聡
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２７４号
北海道江別市大麻桜木町31番地の２　ノースドリーム弐番館202号
債務者　照井　　隆
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３１３号
札幌市中央区南２条西28丁目１番11―307号
債務者　今野　正樹
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３４０号
札幌市豊平区月寒東２条18丁目１番１―306号
債務者　清本真紀こと　鄭　　真紀
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４１５号
北海道石狩郡当別町字茂平沢203番地29
債務者　松下るみ子（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７９号
山形県鶴岡市大塚町21番５号
債務者　長南　淳子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第１２９号
福島県会津若松市桜町72番地の３　コーポさくら３号、前住所福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西66番地の10　中屋ランドＤ号
債務者　川島　美樹
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第８７９号
埼玉県川越市大字笠幡1645番地180
債務者　濱野　好史
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８９２号
埼玉県飯能市大字笠縫９番地47　グリーンハイツロイヤル208
債務者　服部　勝行
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５２８号
神奈川県小田原市扇町２丁目31番５号　扇町マンション501号室
債務者　阿部　博晃
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５９５号
神奈川県小田原市久野3758番地の３
債務者　花澤恵美子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７４３号
神奈川県平塚市御殿２丁目12番４号　原ハイツ102号
債務者　原　菜穂子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部